



2003年5月号

[第124号]

広報

ひだか



町の人口と世帯

平成15年3月31日現在

人口	7,506人
男	3,580人
女	3,926人
世帯数	2,443戸

編集発行 日高町役場
☎ 0738-63-2051(代)

一 恵まれた自然を大切にし
快適に住みよい町をつくります
一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくります
一 スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくります
一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくります
一 故郷に誇りを持ち ふれあいを
大切にする町をつくります

日高町民憲章
人が町をつくり
町が人をつくる



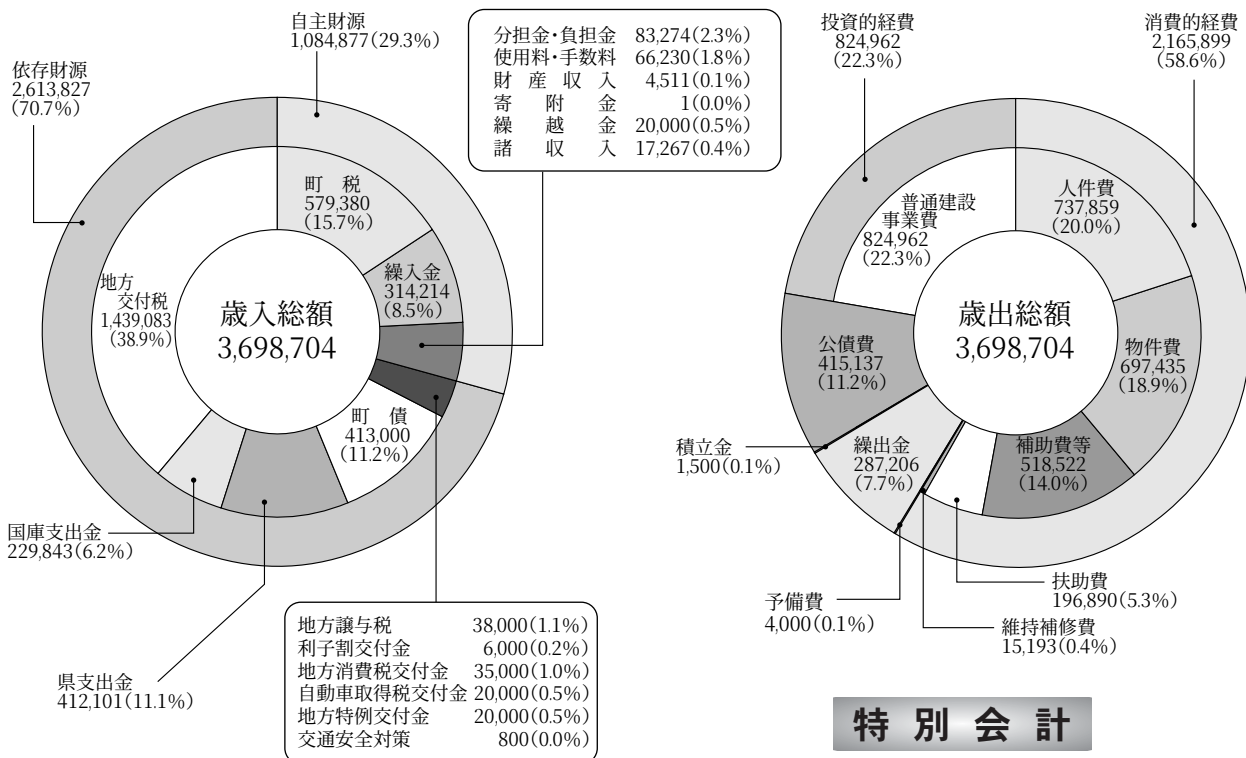
日高町の頭文字『ひ』を図案化したもので、円形は住民の融和と団結を表し、上部の翼は町の飛躍、発展を象徴しています。

豊かでうるおいのあるまち

“ホッとタウン・ひだか”

平成15年度 一般会計予算の構成図 (単位:千円)

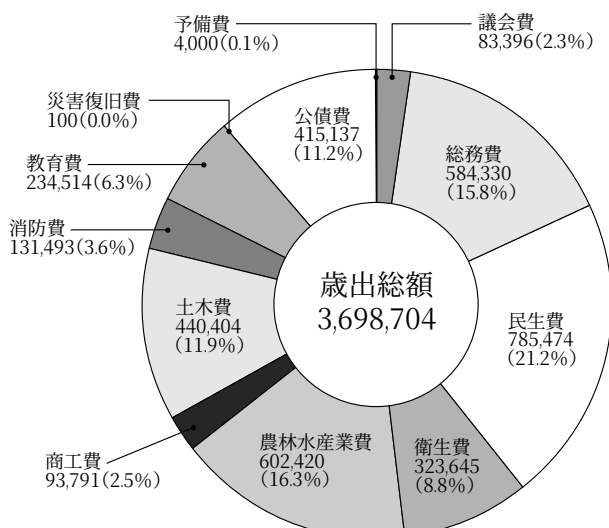
性質別内訳



特 別 会 計

会 計 名	予 算 額
簡 易 水 道 事 業	7 億 0, 350 万 9 千円
下 水 道 事 業	7 億 2, 729 万 7 千円
国 民 健 康 保 険	3 億 1, 730 万 9 千円
老 人 保 健	8 億 5, 807 万 3 千円
同和対策住宅新築資金	1, 950 万 8 千円
同和対策宅地取得資金	73 万 7 千円
指 導 主 事 共 同 設 置	193 万 8 千円
土 地 取 得	3, 629 万 7 千円
介 護 保 険	3 億 9, 914 万 3 千円
計	30 億 6, 381 万 1 千円

目的別内訳



人と自然が共生し

予算総額

67億6,251万5千円

平成15年度主要施策

(単位:千円)

下水道事業の推進

◆農業集落排水(小池・下志賀、高家・荊木)……	492,569
◆特定地域生活排水処理(原谷他)……	78,780
◆合併処理浄化槽設置整備事業費補助金……	11,406

福祉施策の充実

◆介護保険事業関係費……	399,143
◆ホームヘルプサービス事業委託……	2,624
◆在宅介護支援センター事業委託……	9,644
◆独居老人緊急時支援委託……	3,750
◆デイサービス事業委託……	10,992
◆老人福祉行事関係費……	6,813
◆身体障害者福祉関係費……	114,524
◆乳幼児医療費の無料化……	13,941
◆保育所運営費……	191,752
◆志賀保育所増改築実施設計委託……	7,499
◆ひとり親家庭等関係費……	7,408

保健・医療の充実

◆救急医療・休日急患関係費……	3,187
◆保健事業委託費……	26,951
◆国保日高総合病院負担金……	12,426

温泉館「海の里」運営

◆温泉館「海の里」関係費……	71,803
----------------	--------

道路交通網の整備

◆町道改良整備……	381,664
鹿ヶ瀬線(原谷)、荊木中央線(荊木)、内ノ畑線(萩原)、 山本里神1号線(高家)、川原天満線(下志賀)、誕生院 線(久志)、高家下志賀線(高家・下志賀) 等	
◆県道整備[県営事業負担金]……	6,200
御坊由良線(産湯)・御坊湯浅線(池田)	

農林水産業・商工業・観光産業の振興

◆中山間地域等直接支払関係費……	15,915
◆土地改良総合整備(萩原)……	25,740
◆農村総合整備……	307,530
荊木・萩原(ほ場整備 14.1ha、集落道 L=250m)	
◆農作物鳥獣害防止対策(電気柵)……	666
◆漁港施設整備……	24,214
田杭漁港(物揚場補修)、比井漁港(便所新築) 産湯漁港(樋門計画)、小浦漁港(便所計画) 等	
◆も場造成礁設置(比井地先 1,600㎡)……	9,960
◆水産基盤整備[県営](阿尾漁港)……	12,800
◆港湾改良[県営](柏)……	8,700
◆商工業の振興……	14,570
町商工会補助・まちおこし事業補助・クエフェア 等	
◆観光の振興……	4,554
◆緊急雇用対策……	7,792
ジャンボタニシー斉駆除、広葉樹林等森林環境整備、 西山周辺環境保全	

ごみ処理・衛生環境

◆資源ごみ集団回収補助金……	5,400
◆指定ごみ収集袋等関係費……	12,922
◆不燃物・可燃物・粗大ごみ収集……	27,228
◆ペットボトル回収……	720
◆不法投棄対策ごみ処理……	1,400
◆清掃センター負担金……	109,347
◆クリーンセンター負担金……	45,441
◆斎場関係費……	10,615

地籍調査事業の推進

◆原谷・小中・中志賀・比井地区……	143,463
428ha(2,801筆)	

水道事業の推進

◆浄水場増設……	530,644
◆水道管布設……	60,600
(萩原、荊木、高家、久志、下志賀、産湯)	

防災・安全対策

◆消防施設整備……	7,298
防火水槽設置(池田)、小型ポンプ購入(第3分団)	
◆津波避難計画策定……	4,000
◆備蓄用品(乾パン・水もどし餅)……	800
◆日高広域消防事務組合負担金……	94,371
◆ため池整備[県営]……	14,602
(小坂峠池、上志賀口池・大池)	
◆急傾斜地崩壊対策[県営](小浦)……	750
◆特殊急傾斜地崩壊対策[県営](阿尾)……	600
◆交通安全施設……	6,000
(ガードレール、カーブミラー、防犯灯)	

教育・文化の振興

◆比井小学校屋内運動場関係費……	6,450
◆校内LAN整備(内原、志賀、比井)……	2,439
◆内小プール濾過装置改修……	1,500
◆小・中学校コンピュータ機器……	19,885
◆中学校渡り廊下改修等……	5,252
◆特色ある学校づくり(和太鼓の購入)……	1,337
◆パソコン教室……	520
◆外国青年招致関係費……	4,685
◆人づくりまちづくり関係費……	1,430
◆全国日高中学生交流……	553
◆町民プール塗装……	1,870
◆人材育成運動補助金……	250
◆人権啓発事業……	1,416

コミュニティ活動

◆コミュニティ助成……	12,500
(柏コミュニティセンター、祭備品)	

情報公開・保護

◆情報公開・個人情報保護関係……	5,250
------------------	-------

施政方針

町民の幸せと
安心して豊かに暮らせる
まちづくり

日高町長 中 善夫

平成15年度予算を提案するに際しまして、町政の運営の大綱について所信の一端を申し述べさせていただきます。議員の皆様と町民の皆さんに一層のご理解とご協力をお願いいたします。

昨年、皆様方の温かいご支援を賜り、町長に就任させていただきました。初めての第一回定例議会に臨むに当たり、改めてその使命と重責を噛み締めております。住民の皆様からの期待や想いに応えるべく、皆様の幸せを第一に考え、安心して豊かに暮らせるまちづくりを基本に、誠実で信頼さ

れる行政を目指し、全身全霊を捧げ、取り組む所存であります。どうか、皆様方のご指導とご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

さて、資本主義経済では、景気はたえず変動し、一定の周期で繰り返し循環するといふ、すなわち、景気循環の考え方がありますが、現在の日本経済は、世界的規模での社会経済変動の中、単なる景気循環ではなく、複合的な構造要因による停滞に直面しています。

不良債権や財政赤字などを抱え、戦後経験したことのないデフレ状態が継続し、企業倒産が相次ぐとともに、失業率が高まり経済活動と国民生活に大きな影響を与えています。

国においては、経済再生に向けた取り組みが種々講じられていますが、依然、先行き

が不透明であり、目に見えた成果は未だ現れていません。

一方、経済再生と国家行政のスリム化を図るため、「官から民へ」また「国から地方へ」と行財政改革、構造改革が更に加速すると思われます。

こうした厳しい情勢の中、町行財政を取り巻く環境は更に厳しさを増しており、加えて少子高齢化の進展にともない歳出に占める割合が増加する傾向にあります。

そのため、平成15年度の予算編成にあたり、行財政改革の観点から事務事業の見直しを強化しつつ、補助金を含め歳出全般にわたる見直しを行い、経常経費の絞り込みに努めました。

一方、投資的経費については、住民の暮らしに密接に関わる事業に重点配分を行った他、投資効果や緊急性を考慮しつつ、次の世代にできる限り負担を課することのないよう努めました。

その結果、一般会計予算規模は、36億9870万4千円、対前年度比12・3%の減でございます。

簡易水道事業、下水道事業、国民健康保険、老人保健、同和対策住宅新築資金、同和对

策宅地取得資金、指導主事共同設置、土地取得、介護保険の九つの特別会計予算総額は、30億6381万1千円で、対前年度比17・2%の増であります。

ます。

それでは、平成15年度予算に盛り込みました施策の概要について申し上げます。



人と自然が共生し豊かでうるおいのあるまちづくり

健やかで安心して暮らせるまちづくり

高齢者福祉につきましては、高齢化の急速な進展と要介護老人の増加が大きな課題となっており、平成 15 年度から始まる第 2 期介護保険事業計画により介護保険料の見直しを行いました。また、特別養護老人ホーム等の施設の誘致に努め、老人の方々が少しでも住み慣れた故郷で介護が受けられるような環境の

整備に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、在宅で寝たきりの高齢者の方々の衛生管理と福祉の増進に寄与するため、布団等寝具類の水洗い及び乾燥消毒サービスの提供を新たな事業として加え、これに必要な諸経費を予算計上いたしました。

次に、障害者福祉ですが、福祉を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しつつある中で、障害者福祉につきま

しても本年度からサービス内容を行政が決定するこれまでの措置制度から障害者がサービスを選択して、利用契約を行う、支援費制度へと大きく変わります。本町といたしま

しても、この支援費制度の対象となるサービスに係る所要の経費を予算計上いたしました。障害者の方々の完全参加と平等が実現する社会を目指したいと考えております。

とりわけ、障害者の方々が、生きがいをもって暮らせるまちづくりのために、障害者の方々の働く作業所の誘致に積極的に取り組み、これら用地造成工事に係る諸経費を予算計上いたしました。

次に、児童福祉についてであります。恵まれた環境の中で、次代を担う子どもたちが、保護者の温かい愛情のもと、心身ともに健やかに育つことは誰もが等しく願うところであります。

しかしながら、少子化の進行や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、保育や育児に関する不安や悩みを抱える子育て世帯が増加することが懸念されています。

このような状況の中で、今後の子育て支援といたしまして、志賀保育所の増改築に係る実施設計につきまして所要の経費を予算計上いたしました。

また、保育料におきましては、第 2 子以降の保育料を大幅に軽減するとともに、乳幼児医療費の無料化を小学校就学前まで拡大いたします。

保健衛生の充実

御坊保健所管内において、壮年期の死亡を減らし、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的に「健康日高 21 計画」を平成 14 年度に策定したところであります。本年度は、本計画に基づき、推進協議会を立ち上げるとともに、健康づくりイベントの開催、指導者育成のための研修会の開催、健康づくり組織への活動支援、学校との連携強化等広域的に住民の健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを推進していくこととしております。また、本計画のダイジェスト版を作成し、全戸配布をいたします。一方各地区において、計画的に実施している基本健診につきまし

ては、本年度は胸部検診の日程を追加するとともに、併せて受診率の向上に努めてまいります。

また、乳幼児の予防接種については、国のガイドラインに沿って本年度新に三種混合、日本脳炎を集団から個別へ移行したいと考えています。

斎場につきましては、竣工後 1 年が経過し、当初の予想を上回る通夜・告別式のご利用をいただいておりますが、今後も故人を偲ぶ終焉の場としてふさわしい施設となりますよう管理運営に努めてまいります。

次に、大量生産、大量消費型の社会が多量に廃棄物を生み出し、地球環境に大きな負荷をかけており、その対策・改善が求められています。町内では、最近、特にごみの不法投棄が増加傾向にあり、本年度は、緊急雇用創出特別基金事業の導入を図りごみ不法投棄の回収に努めてまいります。

また、ごみの集団回収につきましては、皆様のご理解とご協力を賜り、回収量も年々増加していることから、本年度も補助金の増額を行うとともに住民参加による環境対策と資源の有効利用を、積極的



「いつまでもお元気で」敬老会 田端義夫演歌ショー

に支援してまいります。

安全で安定した水の供給

近年、生活様式の多様化にともない水の需要も一段と増加する中、安定した原水の確保と、安全で良質な水を長期的に供給することは、私たちの生活と産業を支える上で極めて重要であります。

昨年度は浄水場の増設に係る設計業務委託を行ったところでありましたが、本年度から浄水場増設工事に着手し、各ポンプ所、配水池の電気関係の更新工事も含め、平成17年度に事業を完成させる予定であります。

また、昨年に引き続き、下水道事業及び、荊木・萩原地区農村総合整備事業や道路改良工事等による水道管移設工事を実施いたします。

今後も水道施設の整備充実と管理体制を確立し、より安全で安定した水を供給できるよう、なお一層努力してまいります。

快適で衛生的な生活環境 下水道事業の推進

環境問題が一段と注目され、大きな問題となりつつある今



小川にすむ生きものたちがきれいなせせらぎをもとめて

日、特に生活雑排水による水質汚濁が、河川や海に様々な悪影響を及ぼすものとして緊急な対策が求められています。

このような中、平成3年度からの合併処理浄化槽設置整備事業の導入や、漁業集落環境整備事業により、阿尾・産湯地区及び比井に続き小浦下水処理場が完成し、順次、各家庭との接続が進められています。これら漁村部における供用開始により、町内全域にお

ける生活排水処理率は36%まで高めることができました。

また、昨年度、柏地区から始まりました特定地域生活排水処理事業の導入によりまして、本年度も原谷地区などの面的整備を更に進めてまいります。

一方、農村部におきましては、農業集落排水事業により、谷口・小池処理区については、本年度より下水処理場の着手と共に、引き続き下水道管布

設工事を、また、内原東処理区についても、下水道管布設工事を進めてまいります。

次に個別型である合併処理浄化槽設置整備事業は、集合型処理地区の事業採択にともない、対象となる地域が縮小され、設置希望基数が減少しつつありますが、本年も引き続き事業を継続してまいります。

国・県においては、一段と予算状況が厳しい中ではございますが、町内全域の下水道事業早期完遂に向け、一層努力してまいります。

農林水産業並びに 商工業の振興

最近の食料・農業農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の激増をはじめ、担い手の減少・耕作放棄地の増加などに加え、BSE問題を端緒とした食料の安全性や食品の虚偽表示問題の発生など多様な課題に直面しています。

こうした中、本町においては農地の遊休化の防止や、多面的機能の増進等を図る中山間地域等直接支払制度がスタートして早や3年、集落協定が締結されている農地においては成果が上がっており、

本年度も引きつづき取り組んでまいります。

一方、有害鳥獣による農作物の被害が依然として多発しており、昨年度同様農作物鳥獣害防止対策事業の導入を行い、電気柵等の防止施設設置費用に対し補助を行い、被害の防止に努めてまいります。

次に米の生産調整につきましては、本年度は全体で158%の目標面積が割り当てられており、昨年より14%増となります。米生産農家にとつては大変きびしい状況になりますが、その趣旨等を十分ご理解いただき目標面積の達成を目指してまいります。

今後も農業情勢の急速な変化に対応すべく、農業者の意識改革をはじめ、認定農業者・担い手農家の確保・育成に努めるとともに、農業所得の向上と効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け支援してまいります。

緊急雇用対策事業につきましては、すでに取り組んでおりますジャンボタニシ一斉駆除事業と西山周辺環境保全事業に加え、本年度あらたに広葉樹林等環境整備事業により原谷熊野古道沿いや、西山逍遙の森の間伐や下草刈を実施

し、新たな雇用の場の創出を図っていくとともにあわせて良好な景観と快適な森林環境の確保に努めます。

農業基盤の整備については、生産性の向上と効率化、労働力の省力化を図るため引き続き推進してまいります。内ノ畑地区における土地改良総合整備事業につきましては、本年度工事完成を目指し事業を進めるとともに、荊木・萩原地区においては、農村総合整備事業により、ほ場整備及び集落道の改良工事に着手したいと考えています。

一方水産業の振興につきましては、資源の減少や磯焼けなどの漁場環境の悪化、魚価の低迷とも相まって漁業従事者の高齢化や、後継者不足等が深刻な問題となっています。本年度は、今までの調査等を基に漁場環境改善策の一つとして漁業経営構造改善事業の導入を図り、藻場回復に取り組み、水産資源の持続的利用と維持増大に努め、漁家所得向上のための支援を行うとともに沿岸漁業の振興を図ってまいります。

漁港の利便性、安全性を目的とする漁港事業につきましては、県営事業により阿尾漁

港の改修と、港湾事業にて柏地区の港湾海岸環境整備事業を実施するほか、漁港漁場機能高度化事業により田杭漁港の物揚場補修工事を実施いたします。

また、本年度は、比井地区において公衆便所の設置を行うほか、平成 16 年度事業採択に向けて、産湯地区の産湯川・南出川の両河口部への樋門の設置、小浦地区における公衆便所等の計画検討業務を行うてまいります。

商工業につきましては、小企業等経営改善資金等を受け



産湯海水浴場公衆便所

た商工業者に対し、その利子の一部を補給し、経営の安定と発展を図ってまいります。また、観光につきましては、クエ・熊野古道・西山・海水浴場等恵まれた観光資源を活かし、PR 活動を通じて誘客に努め、観光産業の振興を図ってまいります。

次に、温泉館「海の内」についてであります。本施設は、平成 12 年 6 月にオープンして以来、15 年 2 月末累計で 30 万 3 700 人もの方のご利用をいただいております。

所期の目的でありました

「地域の活性化に寄与し、町民の健康維持増進と利用者相互の交流を促進し、潤いと安らぎを提供する施設」としてその役割を十分果たしているものと認識しているところであります。

今では、「みちしおの湯」は、本町の温泉施設として町内外に広く認知され、日高町にとつて、なくてはならない魅力ある地域資源ともなっております。

こうした状況を踏まえ、本施設のより積極的な運営と更なる活用を図るため、本年度から、地域活性化に寄与する拠点施設として、民生費から商工費に予算を移し、既存産業や数多くの地域資源との連携強化と活用を図りながら効果的な運営・管理に努めてまいりたいと考えています。

道路交通網の整備

地域の経済・社会活動の維持、発展を図る上において、交通体系の整備は欠くことのできない要素であり、住民生活と密接に関連する生活道路をはじめ基幹交通体系となる幹線道路網を計画的に整備して行くことが必要です。

本町の玄関口である国道 42 号内原駅前交差点改良工事につきましては、関係各位のご協力によりまして、本年度地籍調査で筆界未定となっていた一部を除き工事が完成される予定となっております。これにより、右折車両による交通渋滞の緩和や、交通事故の減少につながるものと期待しております。

県道関係につきましては、公図訂正が必要なため休止しておりました井関御坊線の用地買収の再開、また、御坊由良線の阿尾・産湯間の測量設計及び工事を昨年に引き続き進めてまいります。

なお、上津木インター関係につきましては、湯浅御坊道路に接続するため、広川町・町道柳渚石塚線の改良工事が本年度より着手されることとなつていますが、インターが完成すれば、井関御坊線はアクセス道路として、その役割が非常に高まることから公共事業として改良計画されるよう強く求めていきたいと考えています。

一方、町道関係につきましては、高家下志賀線他、継続路線 6 線に新規路線 2 線を加え、工事、測量設計及び用地

買収を進めてまいります。

防災対策の充実

まず、津波対策では、政府の地震調査委員会によりますと南海・東南海地震の発生確率が今後30年以内に起こる確率が40%～50%であるとの長期予測が発表され、昨年4月24日には和歌山県地震対策協議会が設立、同じく7月26日には東南海・南海地震対策特別措置法が制定され、和歌山県が防災対策推進地域として指定されました。これを受け

本町といたしましても、今年度津波から住民の生命及び身体

の安全を確保するため津波避難計画書を策定し、津波浸水予想地域、避難対象地域、避難困難地域、避難場所、避難経路等を地区毎に策定するとともに、初動体制、津波情報

の収集、伝達のマニュアル化と、津波避難訓練の実施を行うなど、被害を最小限度に食い止める施策を今後とも積極的に取り組んでまいります。

また、農地防災事業として、ため池等整備事業により小坂地区峠池の工事の継続及び、上志賀地区口池の工事着工と、大池の測量設計を進めるほか、

住民の財産及び人命の安全対策を目的とした治水砂防事業として着工している、小浦地区の急傾斜地崩壊対策事業、中志賀地区の流路工整備事業については本年度をもって完成する予定です。

地籍調査事業の推進

土地行政を円滑に進めて行く上において、地籍調査事業の推進は、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、番地、地目、面積を明確化する極めて重要な役割をしております。

平成5年度の事業着手当時は、1年に1地区の予算割り当てにより事業を進めてまいりましたが、事業の進捗が見られず、国への要望を重ねた結果、平成12年度からは調査地区を2地区に、昨年は、3地区に事業の規模拡大を行ってきたところでございます。

この間、地籍調査推進委員並びに各地区委員、関係各位のご理解とご協力を賜り、1283畝、1万4676筆、進捗率27%の調査を遂行することができました。

本年度は、更に事業の進捗を加速するため、事業着手11

年目にして比井崎地区に事業着手するとともに、昨年に引き続き、原谷、小中、中志賀地区の一部を継続して実施してまいります。

計画では、農地と宅地及び山林を含めた総面積428畝、総筆数2801筆を対象に事業を計画しています。

本年度より調査地区を4地区に規模拡大を進めた結果、当初平成35年度完了予定が、平成21年度に完了見込みとなります。

教育関係の整備充実

明るい未来を創造的に、力強く切り開いていく「担い手」である子どもたち一人ひとりの潜在能力を引き出し、将来に夢と希望を持てるように、また、それを実現するためのしつかりした実力を身につけられるように最善の努力をしております。

そのことが子どもたち一人ひとりの人生を豊かなものにするだけではなく、我が町・地域社会の発展基盤を形成する上でも不可欠と考えるからであります。

青少年が健やかに育つためには、家庭・学校・地域社会の一体化が今や不可欠でありま

す。14年度から完全学校5日制がスタートし、新しい学習指導要領のもとで、地域も教室として「生きる力」を身につけるなど、学びのスタイルが大きく変革いたしました。それに伴い、既設の日高町教育推進協議会の協力・支援をいただきながら更なる推進に対応していく所存でございます。

また、文化芸術の振興は、感動や生きる喜び、豊かな心を育む上で大きな力となります。15年度もひきつづき児童・生徒にコンサートや演劇鑑賞など文化芸術との出会いの場を提供し、感動と豊かな心を育む情操教育を進めてまいります。

更に、新学習指導要領の中学校教育の中に、和楽器の学習が必須となっていることにより各種和太鼓を導入し、教科学習・選択教科・クラブ活動で生かし、特色ある学校づくりのひとつとして推進してまいります。

施設整備についてでございますが、今、学校教育において、将来の高度情報通信ネットワーク社会に生きる子どもたちに必要な資質を養うなど、情報化社会に対応していける力を身につけることが重要な

課題の一つになっていきます。

学校における情報教育では、コンピュータ等の操作の習得と併せて、溢れる情報の中から必要な情報を主体的に選択し、自らの情報として発信できる、情報活用能力の育成を目的として、更なる設備の充実を図り推進してまいります。

また、比井小学校屋内運動場の建築工事につきましては、去る、3月6日に起工式を行い、現在建設準備を進めており、本年度より本格的に工事を行い、平成16年1月末を完成予定としております。

次に、平成6年度に阿尾小学校と比井小学校との統合以来、休校になっております阿尾小学校の処遇についてでございます。

休校の認可を受け9か年となりますが、その間、年度ごとに阿尾、田杭の児童の推移を検討してまいりましたが、増加の傾向は見られず、また、向こう6年間の推移を見ましても、平成15年度の9名が最高で、その後は2名から6名という状況であり、地域の児童増加については現状では期待できるものではありません。このような状況のもとでの再校は全く考えられず、阿尾、

田杭両区長に教育委員会の協議決定を申し上げ、両区の総会で検討をお願いし理解を求めましたところ、廃校の同意をいただきました。

このような状況のもと、議員皆様のご審議を賜り、賛同を得ましたならば然るべき廃止手続きをとる所存でございます。

次に、社会教育につきましても、人づくりまちづくりを基本に人々の暮らしと文化を大切にす町づくりを目指し、生涯学習の充実に努めてまいります。

近年、都市化や少子化、人間関係の希薄化などが進む中、子どもたちの豊かな成長に欠かせない様々な直接体験を行う場や機会が減少してきていることが指摘されています。こうした中、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育むために、発達段階や学校段階等にに応じ、多くの人々や社会、自然などとふれあう多様な体験活動を充実することが大切と考えます。学校週5日制に対応し、子どもたちの心を豊かに育むため、野外自然体験学習事業を積極的に見直し、体験活動の推進と場の提供に努めます。



アサギマダラ自然観測会

豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する観点から、新たに創設した総合的な学習の時間をはじめ教育課程全体を通じて体験活動を重視し支援してまいります。

また、15年度も町民の皆様や児童を対象にパソコン操作の基礎やインターネットの操作方法を習得していただけるようIT講習会を開催し、多くの皆様が受講され、喜んで

情報公開制度の導入について

地方分権時代を迎え国や県

から権限移譲や権限が拡大され行政機関の情報が集中する傾向が顕著になるとともに、マスメディアの発達により行政が保有する情報を「住民の知る権利」として公開を求める声が大きくなっています。

日高町におきましても、「より開かれた行政の実現」と「行政への住民参加の推進」を図るため、平成14年度より文書管理改善計画などその準備を進めてきたところであり、本年10月から制度の実施運用をスタートしたいと考えています。

本議会に関係条例を上程させていただいておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

市町村合併につきましても、町の将来に関わる重要なことであり、慎重に対処していかなければならない問題であると認識しております。

日高町の置かれている状況を考えるとき、財政面においては、現在の状態を維持することとは困難であると考えられることから、住民サービスの低下を招かないよう対策を立てていく必要があります。

今後の行政を行う上において、地域性、財政状況等を勘

案し、皆様が望まれている由良町、美浜町との3町合併を進めてまいりたいと考えておりますが、平成17年3月末の法期限も残すところ後2年後に迫ってきております。

自主財源の乏しい当町といましては、合併は、行財政基盤の強化を図る上において、最も重要なことであり、法期限内の合併を逃した場合、現在行っている事業や福祉施策について、影響を受けることとなり、縮小や廃止を余儀なくされるものと思われます。

日高町の将来を考え、皆様とともに一刻も早く合併を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、本年度の主要施策の一端を申し述べましたが、予算の執行にあたっては、住民福祉の向上と町政発展のため、全力を尽くしてまいります。議員各位、並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

最後に、本議会に提案申し上げます。並びに諸議案につきまして、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。施政方針とい

助役就任の「あこぎ」



小宮 正昭

締まる思いがいたします。

町行政を取り巻く情勢は、非常に厳しい状況にあり、その職責の重大さを痛感している次第であります。

昨年、12月定例町議会におきましてご同意をいただき本年1月1日付をもちまして助役の要職を拝命いたしました。不肖私にとりまして誠に身に余る光栄であり、心から感謝申し上げますとともに身の引き

もより浅学非才、微力な私でございますが、決意を新たに全力を傾注して町政進展に誠心誠意、努力する覚悟でございます。

何卒町民の皆さまにおかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



谷口 恒一 委員

あなたの声をお寄せください

5月19日～25日は春の行政相談週間です

あつせんを行い、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

このたび、行政相談委員の任期満了にともなう平成15年度委嘱替えにより、去る4月1日付で、総務大臣から行政相談委員に谷口恒一氏（原谷）が再委嘱されました。

5月19日（月）から25日（日）は「春の行政相談週間」です。町では、5月19日（月）に心配ごと相談、人権相談、行政

相談の合同相談を、日高町社会福祉センター（中央公民館裏）2階会議室で、午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、法務局係員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会（☎③2751・有線2953）まで。

国民年金の手続きを忘れていませんか

■国民年金はまず届出から

手続きをしないでそのままにしておくと、年金がうけられなくなったり、減額されることがありますのでご注意ください。

①20歳になったら、厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届けをしてください。

②退職して無職になった方、配偶者の退職により扶養されなくなった方は、国民年金となりますので加入届けをしてください。

■便利な口座振替手続きを

口座振替手続きは、金融機関に納付書、預金通帳と、通帳の届出印をご持参のうえ手続きしてください。

口座振替なら、金融機関や郵便局の窓口まで納めにくいなくてもあなたの指定した口座から自動的に引き落とされ、大変便利です。

取り扱い金融機関は、グリーン日高農業協同組合、紀陽銀行、きのくに信用金庫、和歌山県信漁連、近畿労働金庫、郵便局となっています。

■保険料を納められないときには

経済的な理由、または家庭の事情によりどうしても保険料を納められないときは、保険料が免除される制度があります。保険料の免除申請は、本人の届出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

■学生納付特例制度

夜間部・通信制、定時制に在学の学生も対象となります。

■国民年金基金

ゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎

年金に上積みして年金を受け取っていただく制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方で国民年金の第1号被保険者の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、年末調整や確定申告で申告すれば、全額が所得控除の対象となります。

詳しくは、和歌山県国民年金基金（☎073・433・6100）まで。

人材育成事業 申請受付中

日高町ふるさとづくり人材育成運動助成金事業は、ふるさと創生事業の一環として、活力ある日高町づくりの人材を育成するために、国内外の視察研修にかかる費用を助成するものです。

申請は、個人・団体を問いませんが、研修先、研修内容等は申請者自身で企画していただくこととなっています。詳しくは、企画財政課（☎③3803・有線2951）まで。

日高町地籍調査実績

調査年度	地区名	調査面積	筆数
平成 5 年度	高家地区の一部	38ha	610筆
平成 6 年度	小中・谷口・小池地区の一部	101ha	1,609筆
平成 7 年度	下志賀・谷口地区の一部	80ha	1,261筆
平成 8 年度	高家地区の一部	46ha	684筆
平成 9 年度	荊木地区の一部	30ha	658筆
平成10年度	萩原地区の一部	53ha	1,722筆
平成11年度	荊木地区の一部	48ha	802筆
平成12年度	萩原・原谷の一部	142ha	1,096筆
平成13年度	荊木・原谷の一部	282ha	2,242筆
平成14年度	高家・原谷・志賀の一部	461ha	2,780筆

地籍調査は皆さんの

大切な土地をお守りします

平成15年度は小中・原谷・中志賀

・比井地区の一部428筆

地籍調査は、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、番地、地目、面積を明確化する極めて重要な調査です。

本年度の調査計画区域は、大字小中・本城、笠松、王子、尾崎、大岩、落合、宮ノ向、

王子裏、岩ノ谷、金垣内、奥谷、清水、牛ヶ瀬、本谷、衣奈ヶ谷と、大字原谷・鹿ヶ瀬、新出、東早成、奥早成、西早成、戸ノ木、鹿ノ骨、富安、若一、

御所谷、王子谷、滑谷、宮ノ本と、大字志賀・城之越、岩之碓、比井路、折戸、道跨と、大字比井・石ノ瀬、向井、神田の各字を対象に428筆、2,801筆を計画しています。

調査計画区域内に土地を所有されている皆さんには、管財課より地元説明会や現地立会い等の日程をご連絡いたします。大切な財産を守るためにも筆界の立会い等にご協力をお願いします。

詳しくは、管財課（☎633813・有線2956）まで。



原谷地区 224ha (太枠内)



地籍調査（一筆地測量）



比井地区 21ha (太枠内)



志賀地区 108ha (太枠内)



小中地区 75ha (太枠内)

近年、青少年を取り巻く事件が相次いで発生しており、家庭、学校、地域社会が一体となって21世紀を担う青少年を健全に育成することがより一層重要になってきています。日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会の主催で、青少年健全育成の一環として標語を募集したところ、小学生214点、



美濃キヨエさん



木下香緒里さん



岡本 恵菜さん

青少年健全育成標語

入賞者を表彰

中学生354点、一般28点の応募がありました。

数多くの作品の中から厳正な審査の上、各部門ごとに一席、二席、佳作を決定し、2月27日に入賞者の表彰式を行いました。

今後とも、標語を青少年の健全育成を考える機会としたいと思しますので、ご応募よろしく願います。

以下、各部門の一席作品のみをご紹介します。

【小学生の部】

《「あそぼうよ」 そのひとこと》 おともだち》

(内原小 岡本 恵菜さん)

【中学生の部】

《だいじょうぶ あなたはひとりじゃ ないんだよ》

(日高小 木下香緒里さん)

【一般の部】

《おはようとひと声かける いい笑顔》

(高 家 美濃キヨエさん)

以上の一席作品を、中央公民館前、武道館前、グリーン日高比井崎支所横、日高中学校前に標語看板として一年間掲示しています。

水道工事は日高町指定給水装置工事事業者へ

日高町内で、各家庭へ水道管の引込工事を行う場合は、日高町指定給水装置工事事業者により施工しなければなりません。

水道の新規加入や移設等の工事の時は、次の指定業者を通じて上下水道課（☎3-3805）まで申請してください。

日高町指定給水装置工事事業者（平成15年4月1日現在）

日 高 町	御 坊 市	美 浜 町
㈱西 組 0738-64-2676	林ポンプ店 0738-22-0774	若野管工 0738-22-6767
㈱稲垣工務店 0738-63-2390	伊藤忠エネクスホームライフ紀州(株) 0738-22-0842	谷村住設建材店 0738-22-0466
㈱崎山工業 0738-63-3127	武内水道 0738-22-7657	有 田 市 0737-88-7574
㈱濱口設備工業 0738-63-2524	藤並設備 0738-22-1622	矢ビツ水道 0737-88-7574
㈱中村建設 0738-64-2602	㈱森商店 0738-22-0535	上 富 田 町 0739-47-4985
高見組 0738-63-2172	木本設備 0738-22-8792	㈱上地設備工業 0739-47-4985
㈱神田建設 0738-63-2104	みのるポンプ 0738-22-2693	広 川 町 0737-63-2248
澤設備工業 0738-64-2467	大谷住設 0738-22-4551	㈱ワカノ 0737-63-2248
三洋建設㈱ 0738-63-3629	原出住設 0738-22-1133	貴 志 川 町 0736-64-4702
㈹大正建設 0738-63-2841	浦野設備 0738-22-6522	㈱ナカニシ機工 0736-64-4702
太始建設 0738-63-2799	印 南 町 0738-42-0233	吉 備 町 0737-52-4508
御 坊 市 0738-22-2946	㈱第一電工 0738-45-0136	山尾設備 0737-52-3976
ワカヤマ設備 0738-22-6041	くぼ設備 0738-44-0034	花田設備 0737-52-3976
㈱日高設備 0738-22-1449	堀尾電設 0738-43-8030	和 歌 山 市 073-451-0255
㈱小水電機商会 0738-29-2420	久保井設備 0738-52-0807	㈱小畑住宅設備 073-471-5045
興和工業 0738-22-4898	山本設備 0738-53-0638	有田住宅設備㈱ 073-669-2330
㈱コバタ 0738-22-8211	タニモト設備 0738-65-3830	岩 出 町 073-669-2330
紀南電設㈱ 0738-23-3073	山名水道設備商会 0738-65-3830	オーヤシマ(株) 0739-24-2212
㈱一 伸 0738-22-4100	美 浜 町 0738-23-1970	㈱ナカシゲ 0739-81-3311
楠見水道工事店 0738-22-1195	美 浜 町 0738-23-1970	㈱紀の国設備 0739-81-3311
㈱鈴 木 0738-22-3649	湯 浅 町 0737-63-0272	シベ設備工業所 0737-63-0272
高田ポンプ商会 0738-29-2048	下 津 町 073-492-5551	㈹志賀電機商会 073-492-5551
熊谷水道工事店 0738-22-4188	ナガイ水道 0738-62-2848	㈹中家管工業 073-492-5551
辻工業所		
㈱池 永		

町税納期限一覧表			
税 目	期 別	納 期 限	
軽自動車税	全 期 分	4月30日	
町 県 民 税	第 1 期 分	6月30日	
	第 2 期 分	8月31日	
	第 3 期 分	10月31日	
	第 4 期 分	翌年 1月31日	
固 定 資 産 税	第 1 期 分	6月 2日	
	第 2 期 分	7月31日	
	第 3 期 分	9月30日	
	第 4 期 分	12月26日	
国民健康保険税	1期～10期	6月～翌年 3月	

納期限が休日の場合は、翌日となります。

町税の納付は口座振替で

私たちが豊かで安全な暮らしができるよう、みんなで出し合って負担しているのが税金です。

平成15年度の各町税の納期は、次のとおりです。納期限までに納付くださるようお願いいたします。

また、税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替をご利用される方は、グリーン日高農業協同組合、和歌山県信濃連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働

金庫、郵便局の金融機関または、税務課まで、口座振り替えされる通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。
詳しくは、税務課（☎ 802・有線3001）まで。

全納報奨金について

平成15年度の全納報奨金については固定資産税・町県民税を第1期分の納期に全納された方が対象となります。

平成15年度 区長さん

地 区 名	氏 名	電 話	世帯数	人 口
原 谷	鍵 本 元 雄	63-2085	162	517
萩 原	畑 豊	63-2904	324	1,035
荊 木	田 中 薫	63-2567	253	798
池 田	瀧 本 道 男	63-2864	80	268
高 家	杉 本 弘 志	63-2307	288	928
小 中	白 井 満	63-2315	103	284
柏	湯 川 泰 嗣	64-2643	38	132
上 志 賀	曾 我 修 治	64-2314	66	213
久 志	湯 川 雅 義	64-2246	47	147
中 志 賀	志 賀 俊 一	64-2525	149	453
下 志 賀	橋 本 康 秀	64-2817	132	430
谷 口	岩 城 道 雄	63-3007	123	403
小 池	白 井 隆	63-3151	98	265
方 杭	井 上 勲	64-2633	15	46
小 浦	鈴 木 敏 治	64-2391	66	183
津 久 野	山 本 均	64-2952	5	10
比 井	平 井 昭	64-2519	154	429
小 坂	武 内 扶	64-2346	28	84
産 湯	向 井 達	64-2075	76	235
阿 尾	上 出 貞 和	64-2243	192	514
田 杭	杭 出 耕 一	62-2516	44	132
計			2,443	7,506

※ 数値は平成 15 年 3 月 31 日現在

町内全世帯を対象に

自治会活動保険に加入しています

各地区で行っている奉仕活動やスポーツ大会、お祭りなどに参加している間におこったケガは、ケガをされた方も関係者の方も大変です。

住民の皆さんが自治会活動に参加している間のケガによる入院・通院・後遺障害・万一の死亡を補償するため、町では町内全世帯の住民を対象に自治会活動保険に加入して

います。補償内容と保険金の限度額は次の表のとおりです。もし事故にあったらすぐにご連絡ください。保険事故の連絡が遅れた場合などは、保険金の受け取りができません。ご注意ください。

詳しくは、総務課（☎ 051・有線2963）まで。

補 償 内 容		保 険 金 額
賠償責任（対人・対物補償）		1億円
障 害	死 亡 ・ 後 遺 障 害	300万円
	入 院（1日につき）	2,000円
	通 院（1日につき）	1,000円
傷 害 見 舞 費 用		10万円

14日以内に届出を

国保にはいるとき

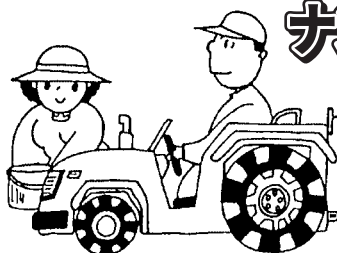
こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
子供が生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
外国人がはいるとき	外国人登録証明書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村に転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険にはいったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、保険証
国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証
生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書

そ の 他

こんなとき	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
市区町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
世帯主や氏名が変わったとき	印かん、保険証
世帯を分けたり、いっしょにしたとき	印かん、本人であることを証明するもの
保険証をなくしたとき	印かん、本人であることを証明するもの
保険証を活したりして使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証

農耕作業用車両に
ナンバープレートを日高町
農 1234

農耕作業用の車両で公道を利用する場合、ナンバープレートを付けないで運転すると道路運送車両法の規則に違反することになります。

現在、所有されているトラクター、コンバイン、乗用田植機等が対象車両となりますので、役場税務課で登録を行うてください。なお、登録されますと翌年より課税対象となります。税額は、1台につき1、600円です。また現在、農耕作業用車両に黄色ナンバープレートを付けられている方も新たに登録更新の手続きが必要で

詳しくは、税務課(☎3802・有線3001)まで。

国民健康保険
異動の届け出は
お早いに

国民健康保険は、加入者がふだんから保険料を出し合っ

て病気やけがをしたとき、経済的な負担が軽くなるようにお互いに助け合うことを目的とした制度です。

会社の健康保険、公務員の共済組合、船員保険などに加入している人や生活保護を受けている人以外の方は、皆さん国民健康保険に加入しましょう。

詳しくは、税務課国民健康保険係(☎3802・有線3001)まで。



菖蒲湯

菖蒲湯は五月五日の節句の日、風呂にシヨウブの根つきの葉を浮かべて入浴する風習のこと。シヨウブは邪気を払うといわれています。

菖蒲湯は平安時代から宮中で行われていましたが、武家政権の時代からは、菖蒲は「尚武」、武をたとえに

通じるというので、五月五日は男の子の節句とされ、武者絵や武者人形、鯉のぼりなどを飾って、菖蒲湯に入り、男の子の成長を願うことが、広く行われるようになり

ました。

現在は、五月五日は「こどもの日」として、女の子、男の子を問わず、祝う日とされています。

春の大型連休中とあって、外出する家族も多いことでしょう。帰宅後、菖蒲湯で疲れをとるのも一案です。また、公衆浴場(銭湯)でも、この日は菖蒲湯にしているところ

があります。

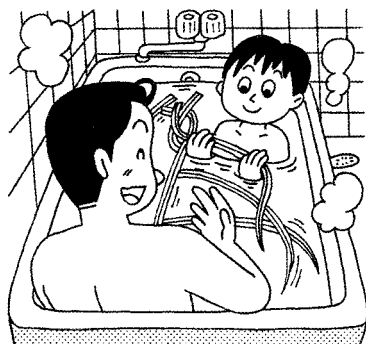
菖蒲湯

しましょう。

購入時には表示を参考に

なお、菖蒲湯に使うシヨウブは、サトイモ科の多年生草本で、川岸や池沼に自生しています。いわゆるハナシヨウブとは違います。

ところで、お米は稲の生成によって得ることができず、お米の表示方法は、四月から変わっています。JAS法に基づく「玄米及び精米品質基準」によって、生産直売を含むお米を販売するすべての業者に、表示が義務づけられました。表示内容は、名称・原料玄米の産地・産年・品種・使用割合・内容量・精米年月日・販売者などです。



平成15年度社会教育行事予定カレンダー

月	日	曜	行 事 名
4	20	日	町ゲートゴルフ大会
	26	土	ファミリーバドミントン教室（内原地区）
	27	日	スポーツ少年団地方大会（29 火・5/3 土）
5	11	日	男女混合ソフトバレーボール大会
	18	日	町内ペタンク大会
6	21	土	水難救助講習会
	22	日	ファミリーバドミントン教室（志賀地区）
	29	日	親子フィッシング大会
7	1	火	町民プール開放（～8/31 日）
	6	日	日高地方総合体育大会（12 土・13 日）
	26	土	磯観察会
	27	日	議長杯争奪少年野球大会
	30	水	全国日高青少年交流会（～8/1 金）
8	4	月	星空観測会
	10	日	町長旗争奪野球大会
	22	金	日高・堺少年交歓会（～23 土）
	24	日	大人と青少年のふれあいトーク
	31	日	町民親善バレーボール大会
9	6	土	町少年柔道大会
	28	日	町長旗争奪少年野球大会
10	11	土	アサギマダラ観察会
	26	日	ファミリーバドミントン教室（比井崎地区）
11	8	土	ふれあい祭り（～9 日）
	9	日	子どもフェスティバル
	23	日	文化講演会
	30	日	コマ回し教室
12	14	日	町内駅伝競走大会
	20	土	日高・堺バスツアー
H16	4	日	成人式、スキー体験研修（～6 火）
	7	水	新春子どもカルタ会
	11	日	くえマラソン大会
	18	日	コマ回し大会
	25	日	日高地方駅伝競走大会
2	15	日	市町村対抗ジュニア駅伝競走大会
	22	日	人づくりまちづくり講演会
3	28	日	館長杯争奪少年野球大会

※日程変更する場合があります。ご容赦ください。
【お問い合わせ先】日高町教育委員会社会教育課（☎3812）

児童扶養手当・特別児童
扶養手当について

児童扶養手当は、18歳に達する日以後の最初の3月31日（障害のある場合は20歳未満）の児童を養育している母子家庭や、父が一定の障害の状態にある家庭に支給されます。特別児童扶養手当は、20歳未満で一定の心身に障害のある在宅児童を養育している父母等に支給されます。これらの手当は、所得や、

障害の程度及び公的年金受給の有無によって制限があります。詳しくは、住民課（☎3800・有線2972）まで。あなたのお命が尊い命が救われています

んのかなかで、こんな経験をした方はいませんか。献血は、健康な人ならだれでもできます。最近では安全性の高い血液を確保するために「成分献血」と「400ml献血」への協力が高まっています。献血によって、輸血を必要としている患者さんの命を救うこともできるのです。医療に必要なすべての献血製剤を献血で国内供給するために、私たち一人ひとりの協力がぜひ必要です。ご協力をお願いします。

献 血 日 程 表

月	日	曜	時 間	場 所
5	30	金	10:00～10:40	阿尾区事務所前
			11:00～11:40	J A比井崎支所倉庫前
			13:00～16:00	日高町役場前
7	16	水	10:00～10:40	産湯バス停前
			11:00～11:50	J A志賀支所倉庫前
			13:00～16:00	Aコープ日高店前
10	24	金	10:00～12:00	日高町役場前
			13:00～16:00	
12	11	木	10:00～12:00	ローソン紀伊内原駅前店
			13:00～16:00	Aコープ日高店前
H16	2	23 月	10:00～12:00	日高町役場前
			13:00～16:00	

決められた日に決められた場所に ごみ収集日程表

	収集曜日	収集種別	収 集 地 区
一 回 目	月	可燃物	柏・上志賀・小杭・久志・中志賀 下志賀・谷口・小池・方杭・小浦 津久野・比井・小坂・産湯・阿尾・田杭
	火	可燃物	原谷・萩原・荊木・池田 高家・小中
毎月第1 水曜日		不燃物 ビン・カン 以外のごみ	原谷・萩原・荊木・池田・高家 小中・柏・上志賀・小杭・久志 中志賀・下志賀・谷口・小池
毎月第2・3 4・5水曜日		資源ごみ ビン・カン類	方杭・小浦・津久野・比井・小坂 産湯・阿尾・田杭
二 回 目	木	可燃物	柏・上志賀・小杭・久志・中志賀 下志賀・谷口・小池・方杭・小浦 津久野・比井・小坂・産湯・阿尾・田杭
	金	可燃物	原谷・萩原・荊木・池田 高家・小中



後を絶たないごみの不法投棄
良識が疑われます

自動車の部品、廃タイヤ、
廃家電（テレビ、冷蔵庫、洗
濯機、エアコン）等が大量に
道路沿いや河川敷に捨てられ
ています。自分だけ良ければ
いいのですか？不法投棄は犯
罪です。違反した場合は、法
律によって処罰されることが
あります。

廃棄物の処理及び清掃に関
する法律第25条では、廃棄物
をみだりにすてたものに対し
て、5年以下の懲役もしくは

平成 15 年度 大型(粗大)ごみ回収日程表

地 区	収 集 場 所	収集日 (年 4 回収集)
第一地区	池 田 池 田 公 民 館 前	平成 15 年 4 月 13 日 (日)
	東光寺 東光寺公民館前	7 月 13 日 (日)
	内ノ畑 内ノ畑公民館前	10 月 5 日 (日)
	原 谷 農協原谷支所北 原奥旧バス停前	平成 16 年 1 月 11 日 (日)
第二地区	萩 原 萩 原 公 民 館 前	平成 15 年 4 月 20 日 (日)
	荊 木 坂中木工所三叉路付近 荊 木 公 民 館 裏	7 月 20 日 (日)
	駅 前 紀伊内原駅南駐車場	10 月 19 日 (日)
	田 杭 田 杭 網 倉 庫 前	平成 16 年 1 月 18 日 (日)
第三地区	阿 尾 東 防 波 堤 付 近	平成 15 年 5 月 11 日 (日)
	産 湯 産 湯 バ ス 停 付 近	8 月 3 日 (日)
	小 坂 県道箸折三叉路付近	11 月 9 日 (日)
	比 井 比 井 漁 港 内	平成 16 年 2 月 8 日 (日)
第四地区	津久野 県道三叉路付近	平成 15 年 5 月 18 日 (日)
	小 浦 小 浦 公 民 館 前	8 月 10 日 (日)
	方 杭 方 杭 農 道 入 口 付 近	11 月 16 日 (日)
	小 杭 県道三叉路付近	平成 16 年 2 月 15 日 (日)
	柏 青 年 会 場 横	
	上志賀 旧上志賀バス停付近	
第五地区	久 志 大 原 橋 付 近	平成 15 年 6 月 15 日 (日)
	中志賀 志賀小北おろす橋東町有地	9 月 14 日 (日)
	下志賀 下志賀コミュニティセンター	12 月 7 日 (日)
	小 池 川上重信氏宅三叉路付近	平成 16 年 3 月 14 日 (日)
第六地区	谷 口 文 化 会 館	平成 15 年 6 月 22 日 (日)
	小 中 小 中 作 業 所 前	9 月 21 日 (日)
	高 家 高 家 北 集 会 所 前	12 月 14 日 (日)
	高 家 高 家 南 集 会 所 前	平成 16 年 3 月 21 日 (日)

粗大ごみを出す
場合は次のことを
守りましょう

1 千万円以下の罰金（又はこ
れらの併科）に処すると規定
しています。
不法投棄を見かけたら保健
衛生課（☎3801・有線
4006）まで連絡してくだ
さい。

燃える大型粗大ごみと燃え
ない大型粗大ごみに分別して
ステッカー（黄色）を必ず貼っ
て出してください。ステッ
カー（黄色）のないものは回収
いたしません。

回収できないごみ 家具、建具、
廃自転車、ふとん（1m以内）、
毛布（1m以内）、一斗缶、た
たみ（半分以上に）、木片（1
m以内）、トタン（1m以内）の
もの。
回収できないごみ 廃タイヤ、
農業用ビニール、ガスボンベ、
消火器、土砂、石、コンクリ
ト、壁土類、産業廃棄物、自
動車、原付、農機具類、バッ
テリー、車の部品等。

基本健診・がん検診日程表

月	日	曜	受付時間	検診場所	内 容
6	19	木	7:30 ～ 8:30	阿尾漁村センター	基本、胃・大腸・胸部
	20	金		比井老人憩の家	基本、胃・大腸
	26	木		小 浦 公 民 館	
	27	金		日高町文化会館	基本、胃・大腸・胸部
7	3	木	7:30 ～ 8:30	日高町武道館	基本、胃・大腸・乳房
	9	水		萩原公民館	基本、胃・大腸・胸部
	11	金		内原保育所 2 階	基本、胃・大腸
	18	金		荊木公民館	基本、胃・大腸・胸部
	24	木		日高町保健福祉総合センター	基本、胃・大腸
8	3	日	7:30 ～ 8:30	日高町中央公民館	基本・胃・大腸・胸部・乳房
	29	金		田 杭 集 会 所	
9	5	金	7:30 ～ 8:30	池 田 公 民 館	基本健診
	11	木		産 湯 集 会 所	
	12	金		方杭（温泉館）	
	18	木		小 坂 青 年 会 場	
	19	金		柏（善宗寺）	
	25	木		上 志 賀 集 会 所	
	26	金		久 志 集 会 所	
	30	火		下志賀コミュニティセンター	
10	1	水	7:30 ～ 8:30	小 池 集 会 所	

**年に一度は基本健診、
がん検診を受けましょう!!**

基本健康診査とは、老人保健法に基づく健診です。検査内容は、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図、内科診察等です。健診結果は病気の早期発見だけでなく、健診結果から日頃の生活習慣を見直し、病気を予防するという大切な役割があります。

平成 14 年度基本健康診査の結果

平成 14 年度は 898 人の方に受診していただきました。各地区の受診者は下表のとおりです。

健診結果を地区別にみると、志賀地区では基準値より総コレステロール値の高い人の割合が多く、比井崎地区では血糖値の高い人の割合が多くみられました。

☆地区別受診者数

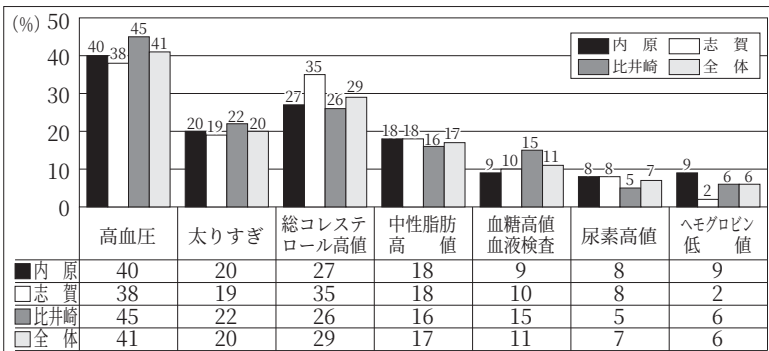
	原谷	萩原	荊木	池田	高家	小中	柏	上志賀	久志	中志賀	下志賀
男	21	31	28	15	31	13	11	5	9	16	15
女	40	81	52	33	59	13	18	13	19	29	27
計	61	112	80	48	90	26	29	18	28	45	42

	谷口	小池	方杭	小浦	津久野	比井	小坂	産湯	阿尾	田杭	計
男	31	12	3	17	1	18	6	5	8	10	306
女	40	16	10	20	1	40	13	13	38	17	592
計	71	28	13	37	2	58	19	18	46	27	898

生活習慣病を
予防するために

① バランスのとれた食生活を

内原地区は町平均並の結果となっています。日高町は、基本健康診査の結果を見ると、日高管内に比べ高血圧の人が多くみられます。血圧が高いと血管の老化（動脈硬化）が早く進み、脳卒中や心筋梗塞を引き起こしやすくなりますので、注意が必要です。



1 日 30 品目、いろいろな食材をとりましょう。

② 減塩・カリウム摂取に努めよう

しょうゆや漬物は控えましょう。

カリウムは体からナトリウムを排泄し、血圧を下げるのに役立ちます。



腎臓病などで特別にカリウムを制限している人以外は、カリウムを多く含む食品（野菜・イモ類）を多くとりましょう。

③ 食べ過ぎに注意し、肥満を予防

カロリーのとおり過ぎによる肥満は、高脂血症や糖尿病を招きます。腹八分目をこころがけましょう。

④ 適量飲酒を心がける

お酒の飲みすぎは、中性脂肪を増やしたり、肝臓をいためます。節度ある飲酒量は 1 日一合程度です。

⑤ 日常生活に運動を

1 日一万歩を目標に！まずは、歩くことから始めましょう。

⑥ 禁煙に努めよう

たばこは、動脈硬化を進めます。できれば禁煙、無理なら本数を減らしましょう。

平成 15 年度の 6 月の届出

児童手当現況届

子どもを健やかに生み育てるための環境づくりの重要な柱として児童手当制度があります。

児童手当を受給できる方は、6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している方で、前年の収入が一定額未満の場合受けられます。

手当の月額額は、第 1 子及び第 2 子は 5,000 円、第 3 子以降は 1 人につき 10,000 円で、手当の支給は、毎年 2 月、6 月、10 月にそれぞれの前月分まで支給されます。

はじめて児童手当の支給を受けようとする場合や、手当の受給者が住所を他の市町村に移した場合、すぐに「児童手当認定請求書」を役場に提出してください。手続きが遅れますと、受けられる月分の手当が、受けられなくなりま

ますのでご注意ください。また、現在児童手当を受けている方は、毎年 6 月中旬に「児童手当現況届」を役場まで提出しなければなりません。この届けは、毎年 6 月 1 日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件がある

かどうかを確認するためのものです。この届けを提出しないと、受給資格があっても 6 月以降の児童手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

一度児童手当認定請求を却下された方については、6 月に確定する平成 14 年の所得や所得制限限度額の引き上げ、扶養親族等の数により所得制限額が異なりますので再度請求してください。

詳しくは、住民課（☎ 800・有線 2972）まで。

介護保険料の改定について

介護保険料は本年 4 月分から基準月額で 220 円増 2660 円に改定されました。

これにともない各所得段階別の介護保険料は下表のとおり改定されることになり、皆様方には負担増となりますが、ご協力をお願いします。

サービス単価の改正について

介護報酬が本年 4 月から改正されるためサービス利用者の自己負担額も 4 月以降変更されます。

介護報酬全体では 2・3 % の引き下げとなりますが、在宅サービスでは 0・1 % の増額、施設サービスでは 4・0 % の減額となります。個々のサービス利用料の変更等については担当のケアマネージャーにご相談ください。

特別養護老人ホーム入所者の決定方法について

介護保険制度が導入され特別養護老人ホームの入所者は原則申し込み順になっていますが、申し込み順では、緊急に入所を必要とされる方が入所できないことから、それぞれの施設が緊急度を勘案し入所順を決定する方法に本年 7 月以降変更されることになりました。

また、施設から入所できる連絡があつたとき、入所を見合わせると名簿から削除されることもありますので注意してください。

詳しくは、住民課（☎ 800・有線 2972）まで。

所得段階別介護保険料

段階	被保険者の段階	保険料 (年額)	15 年度保険料 (単位：円)					
			4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
1	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	15,960 円	2,400	2,400	2,400	2,960	2,900	2,900
			2,960	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
2	世帯全員が住民税非課税	23,940 円	3,700	3,700	3,700	4,440	4,200	4,200
			4,440	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
3	世帯住民税課税・本人非課税	31,920 円	4,800	4,800	4,800	5,920	5,800	5,800
			5,420	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
4	本人住民税課税 (被保険者本人の合計所得金額 200 万円未満)	39,900 円	6,100	6,100	6,100	7,200	7,200	7,200
			6,900	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
5	本人住民税課税 (被保険者本人の合計所得金額 200 万円以上)	47,880 円	7,300	7,300	7,300	8,780	8,600	8,600
			8,380	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900

※この表は所得段階が平成 14 年度と同一の方の保険料の一例です。すべての方に対応しているものではありません。同一段階の方の保険料は年額で同一となります。

保険料上段：特別徴収（年金から天引き）
保険料下段：普通徴収（納付書で納付）

遊漁船業(釣船、磯・瀬渡し等)の
みなさんへ

遊漁船業法が大幅に改正され15年4月から 新たな制度がスタートしました。

改正により、業務主任者の選任や業務規定の届出、一定基準以上の損害賠償保険への加入など、新たに守らなければならない義務が多数課されます。違反者に対する罰則も大幅に強化されます。

遊漁船業を営むためには、県知事に遊漁船業者の登録を受ける必要があります。既に届出を行っている人も、登録の申請をしなければなりません。

詳しくは、県庁資源管理課、もしくは最寄りの振興局農林水産普及課にお問い合わせください。

【問合先】 県庁資源管理課 ☎ 073-441-3010
日高振興局農林水産普及課 ☎ 24-2946



和歌山県ホームページ
(<http://www.wakayama.go.jp>) にも
法改正のポイントを掲載しています。

農薬の使用 について



の裏付けがありません。
農薬の使用にあたっては、
必ずラベルをよく読み登録農
薬であることを確認し、安全
使用基準を守って使用しま
しょう。

詳しくは、産業課 (☎ 3
806・有線4001) まで。

水道料金は 口座振替で

水道料金・下水道料金の納
入は、便利な口座振り込み制
度のご利用をお勧めしていま
す。

取り扱い金融機関は、グ
リーン日高農業協同組合、紀

手続きを忘れて いませんか

陽銀行、きのくに信用金庫、
和歌山県信漁連、近畿労働金
庫、郵便局となっています。
水道加入されている方で、
所有者、使用者に変更のある
場合や、中止されるときは前
もって届け出が必要です。届
け出のない場合は、従前の使
用者の方へ継続して料金を請
求させていただくこととなり
ます。
詳しくは、上下水道課 (☎
3805・有線3002) まで。

平成15年度 「はかり」の定期検査について

定期検査に合格すると下図の合格シールを
「はかり」に貼付します。



「はかり」を使用して商売、
証明行為をする場合は、この
合格シールが必要です。

◆と き 平成 15 年 7 月 2 日 (水)
と ころ グリーン日高農協比井崎支所
10 時 30 分～11 時 30 分
グリーン日高農協高家選果・集荷場
13 時～15 時

◆問い合わせ先
役場産業課 ☎ 33-3806・有線 4001

障害者支援費制度の申請受付中



支援費制度とは障害者の方々の立場に立った障害
者福祉サービスが利用できるように、障害者自らが
サービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用
する制度です。

対象となるサービス

◆施設サービス

- 身体障害者の更生施設、療護施設、授産施設
- 知的障害者の更生施設、授産施設、通勤寮

◆居宅サービス

身体障害者・知的障害者・障害児のホームヘルプ
サービス、デイサービス、ショートステイ、知的
障害者のグループホーム

◆問い合わせ先

役場住民課 ☎ 33-3800・有線 2972

寝具類等洗濯乾燥消毒 サービス事業について

この事業は、高齢者や身体障害者に対し、布団等の水洗乾燥消毒などのサービスを行うものです。

利用対象者は、おおむね65歳以上で3か月以上のねたきりの在宅高齢者または身体障害者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な方です。

このサービスは、年間1人につき2回までとし、1回の限度額は5250円（消費税含む）です。限度額の超過分は、自己負担となります。

詳しくは、住民課（☎③3800・有線2972）まで。

反射タスキを 販売しています

夕暮れ時は、明るさが刻々と変化し、少し前まで見えていたものが、気がつくときすっかり見えにくくなるがあります。

また、夜間はドライバーから歩行者が見えていなくても、歩行者からは車のヘッドライ

トがよく見えており、歩行者は、ドライバーが自分に気付いているものと思ひ込みがちです。こうした認識のズレが事故へと導かれます。

射タスキ（1本200円）を役場総務課で販売しています。夜間に出かけるときは、明るい色の服装と反射材を身につけましょう。

詳しくは、総務課（☎③2051・有線2963）まで。

平成15年度和歌山県下水道排水設備工事 責任技術者資格認定試験のご案内

試験日 7月13日（日）

試験会場 国立和歌山大学

申込書配布期間

5月6日（火）～5月16日（金）

申込書受付期間

5月19日（月）～5月23日（金）

問い合わせ先 日高町役場上

下水道課（☎③3805）

または、日本下水道協会和歌山

県支部試験等運営委員会事務局。

和歌山市下水道部下水道

総務室内（☎073・435・

1093）まで。

事業主の皆さんへ

平成15年度労働保険料の申告・ 納付手続きは5月20日までです。

御坊労働基準監督署受付日程表

月 日	時 間	場 所
5月19日（月）	10時～15時	きのくに信用金
5月20日（火）	10時～15時	庫御坊営業部

労働保険とは

- ◆ 労災保険と雇用保険をあわせたもので、労働者が安心して働ける職場環境を作るための保険です。
- ◆ 保険料は年度当初に概算で申告・納付し、翌年度に確定申告のうえ精算することになっています。

◆ 詳しいお問い合わせ先

和歌山労働局総務部労働保険徴収室
☎073-422-2175



平成 15 年度 和歌山県警察官 B 採用試験案内 御坊警察署 警務係（☎ 23 - 0110）

警察は、社会の平穏を維持し、みんなが安心して生活できるよう日夜活動しています。活動分野は、刑事や交通など様々です。また、国際化、情報化が進む中で語学や情報処理、簿記などの各種特技を有した人の活躍を期待しています。

安全で快適な社会づくりに活躍する警察職員の採用試験に、是非チャレンジしてください。

試 験 名		試 験 日 程 等		受 験 資 格
		受付期間	第 1 次試験日	
警察官 B	男性	8 月 1 日（金） ～ 8 月 15 日（金）	・ 第 1 次試験 9 月 21 日（日） ・ 第 2 次試験 10 月下旬 ・ 第 3 次試験 11 月下旬	昭和 49 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた方で警察官 A（大学卒）の受験資格に該当しないもの
	女性			

大切な財産を守るのはあなた自身です

〈悪質商法の被害に遭わないための5か条〉

③説明内容は書面で確認

説明内容は契約書面に記載されているかどうか確認する必要があります。



②はっきり言おう

「いりません」

相手はプロです。中途半端な態度がいちばん危険です。特に「結構です」という答え方は肯定の意味にもとられかねません。



①うまい話にご用心

うまい話はまずないと思ってください。「あなただけ特別に…」はだれにでも言っています。



⑤おかしいと思ったら早めに確認

不審に思った場合は早めに近くの警察や消費者センターなどの、相談窓口にご相談しましょう。契約後でもクーリング・オフ（無条件解除）ができる場合があります。



④日ごろの備えが自分を救う

悪質業者は次にあなたをねらっているかもしれません。日ごろから被害防止対策を考えておく必要があります。



クーリング・オフ制度とは？

契約（申込み）後の定められた期間内に

手紙やはがきで申込みの撤回・解除の意思を知らせると

無条件で申込みの撤回・契約の解除ができる

◆可能な場合

- 法律に規定がある
- 業界が自主的に規定している
- 業者が個別的に契約内容に採り入れている
- 定められた期間内である
- 次の場合は日数に関係なく無条件で解約ができます。

申込時・契約時に

書面を受領しなかった場合

書面にクーリング・オフの記載がない場合

◆不可能な場合

- クーリング・オフ期間が過ぎた
- 健康食品や化粧品などの消耗品を使ったり、一部を消費したりした
- セールスマンを自宅に呼び寄せて購入した
- 三千円未満の商品を受け取り、同時に代金を支払った
- 通信販売で購入した
- 乗用車を購入した
- セールスマンが職場の管理者に許可を得て社内ですールズ活動をした



橋本宏道さん

阪本圭弘さん

鈴木善雄さん

日高町体育協会陸上競技部会

第3回日高町スポーツ賞表彰

スポーツの振興に功労のあった方や各種スポーツ競技において優秀な成績を収めた方を表彰する第3回日高町スポーツ賞表彰式が、3月8日、中央公民館で開催されました。平成14年度スポーツ賞は、スポーツ功労賞に鈴木善雄さん、スポーツ賞に橋本宏道さん、阪本圭弘さん、スポーツ特別賞に日高町体育協会陸上競技部会が受賞されました。

【鈴木善雄さんの功績】

鈴木善雄さんは、昭和49年度から平成13年度まで28年間の永きにわたり、町体育指導委員として、スポーツの発展と、普及のために大いに尽力され、特にバレーボールの分野においてすぐれた指導力を発揮されました。

また、青少年健全育成においても、スポーツを通じて心身を鍛錬することが基本であるとの信念から、保護者の要望で内原ジュニアバレーボールチームの監督を昭和60年から8年間にわたって指導に当たられ、青少年の健全育成に尽力されました。

鈴木さんは日高町の体育、スポーツの振興、普及、奨励に情熱を傾注し青少年健全育

成にも貢献した功績は多大であります。

【橋本宏道さん、阪本圭弘さんの功績】

日高高校2年生で登山部員として活躍されています。昨年9月に開催された第48回近畿高等学校登山大会において、男子A隊で優勝と、見事な成績を収められました。

【日高町体育協会 陸上競技部会の功績】

昭和51年、日高町体育協会の発足と同時に、本会の専門部会として創設されました。以後、日高地方総合体育大

会や県民総合体育大会、日高地方駅伝競走大会などに数多くの選手が出場し、優秀な成績を収められています。特に、近年の日高地方駅伝競走大会においては、平成12年度、13年度、14年度と3年連続で優勝を果たされています。

また、日高地方総合体育大会の陸上競技の部においては、平成9年度から14年度まで6年連続優勝という成績を収められています。

このように、日高町における陸上競技の普及発展と競技者育成に貢献した功績は多大であります。

ホームページを
開設しました。

<http://www.town.hidaka.wakayama.jp/>

